

修 文 後	修 文 前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑留者の労苦を慰藉^{しや}するための特別給付金を支給するための措置を講じ、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定めることを目的とする。</p> <p>(特別給付金の支給)</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 特別給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、基金が行う。</p> <p>3 前項の請求は、総務省令で定めるところにより、平成二十四年三月三十一日までに^②行わなければならない。</p> <p>4 〔略〕</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられ、また、それにもかかわらず当該強制労働に対する対価の支払を受けていないこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑留者の労苦を慰藉^{しや}するための特別給付金を支給するための措置を講じ、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定めることを目的とする。</p> <p>(特別給付金の支給)</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 特別給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、基金が行う。</p> <p>3 前項の請求は、総務省令で定めるところにより、平成二十五年三月三十一日までに^③行わなければならない。</p> <p>4 〔略〕</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第十四条の規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 第三条第二項の規定にかかわらず、特別給付金の支給の請求は、この法律の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、行うことができない。

[削除]

(独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の一部改正)

第四条 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律(平成十八年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十二年九月三十日」を「平成二十五年四月

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第十四条の規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 前項本文の規定にかかわらず、特別給付金の支給を受ける権利の認定は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、行わないものとする。

(検討)

第二条 政府は、戦後強制抑留者で特別給付金の支給の対象となっていないもの、戦後強制抑留者の遺族等について労苦に報いる等のための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の一部改正)

第四条 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律(平成十八年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十二年九月三十日」を「平成二十七年四月

「日」に改め※、同条ただし書中「、公布の」を「公布の日から、附則第二条の二の規定は平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める」に改める。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（特別給付金の支給に関する業務以外の業務の基金の解散前における終了等）

第二条の二 基金は、附則第一条ただし書の政令で定める日から基金の解散の日の前日までの間においては、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第一条、第四条及び第十三条の規定にかかわらず、同条第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第二項に規定する業務を行わないものとする。

2 基金の財産で主として前項に規定する業務の用に供されているもののうち政令で定めるものは、前条第一項の規定にかかわらず、附則第一条ただし書の政令で定める日に国が承継し、一般会計に帰属する。

〔削除〕

「日」に改め※、同条ただし書中「、公布の」を「公布の日から、附則第二条の二の規定は平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める」に改める。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（特別給付金の支給に関する業務以外の業務の基金の解散前における終了等）

第二条の二 基金は、附則第一条ただし書の政令で定める日から基金の解散の日の前日までの間においては、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第一条、第四条及び第十三条の規定にかかわらず、同条第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第二項に規定する業務を行わないものとする。

2 基金の財産で主として前項に規定する業務の用に供されているもののうち政令で定めるものは、前条第一項の規定にかかわらず、附則第一条ただし書の政令で定める日に国が承継し、一般会計に帰属する。

3 基金は、前項の規定により同項の政令で定める財産を国が承継した時において、基金の資本金のうち当該財産に係る部分として総務大臣が財務大臣と協議して定める金額により資本金を減少するものとする。

※ 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する期日について、「平成二十七年四月一日までの間において政令で定める日」に改正することとしていたものを、「平成二十五年四月一日までの間において政令で定める日」に改正するよう修文するものである。